

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(ソリューション)

第1章 総則

(適用)

第1条 Smart Data Platformサービス利用規約共通編(以下、「共通編」といいます。(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>))の第1条(本規約の目的)第1項に規定する別冊として、当社はこの別冊(当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に掲載するドキュメント等に定める内容を含みます。)を定め、共通編に加えてこの別冊(以下、合わせて「本規約」といいます。)により別紙に定めるSmart Data Platformサービス(そのカテゴリーがソリューションに係るものに限ります。以下、「SDPFサービス(ソリューション)」といいます。)を提供します。

第2章 契約

(最低利用期間)

第2条 SDPFサービス(ソリューション)には、別紙に定める場合を除き、共通編第10条(最低利用期間)に規定する最低利用期間はありません。

第3章 料金等

(料金の支払義務)

第3条 契約者は、その契約に基づいて当社がSDPFサービス(ソリューション)に係るメニュー等の提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、SDPFサービス(ソリューション)に係るメニュー等の提供を終了した日を含む料金月までの期間について、料金の支払いを要します。

別紙 提供条件等

1 メニュー一覧

メニュー	内容
らくらくソリューション	1つのメニューとして複数の機能を当社が組み合わせて提供するもの

2 各メニュー等の提供条件等

(1) らくらくソリューション

A ストレージ・リモートアクセスに係るもの

メニュー	提供条件等
ストレージ・リモートアクセス	<p>1 SDPFサービス（ソリューション）の1つであって、ストレージ機能並びにストレージ又はUniversal Oneサービス（当社のUniversal Oneサービス契約約款（第1編）に定めるVPNサービスをいいます。以下同じとします。）へのリモートアクセス機能等を提供するものをいいます。</p> <p>2 契約者は、本メニューの申込みにあたり、エリア（当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に定めるものをいいます。）を指定するものとします。</p> <p>3 当社は、契約者による本メニューの申込みがあったときは、本メニューの利用に必要なテナントを自動で作成します。</p> <p>4 当社は、ストレージ機能及びリモートアクセス機能等への相互接続を提供します。ただし、その相互接続に係る帯域は変更できないものとします。</p> <p>5 Universal Oneサービスとの接続において、契約者は、その接続するUniversal Oneサービスの代表契約者の名義が契約者と同一であることを確認の上で、本メニュー申込と同時にUniversal Oneサービス契約約款に基づき、クラウドコネクタ接続機能のFlexible InterConnect接続タイプを申込みことに同意します。</p> <p>6 当社は、本メニューに係る通信の品質を保証しません。</p>
ストレージ機能	<p>1 当社は、提供可能なプロトコルを当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）へ掲載します。</p> <p>2 当社は、スループット性能はベストエフォート（スループットを保証しないものをいいます。以下本メニューにおいて同じとします。）として提供します。</p> <p>3 当社は、各ボリュームに最大スループット制限を付与します。</p> <p>4 契約者は本メニューの利用にあたり、ストレージ容量を1TBから最大100TBまでの範囲で選択するものとします。</p> <p>5 ストレージ機能提供に係る設備又はシステム等の一部が正常に機能しなくなった場合において、当社は、ストレージ機能の提供を継続するため、その設備又はシステム等の機能を部分的に停止又は制限する措置をとることがあります。</p>
リモートアクセス機能	<p>1 契約者は、リモートアクセス機能の利用に係る端末を、当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に掲載する技術基準等に適合するよう維持していただきます。</p> <p>2 契約者がリモートアクセス機能を海外で利用する必要があるときは、共通編第32条（契約者の義務）第7項から第10項までに従い必要な措置を行うものとします。</p> <p>3 当社は、リモートアクセス機能をベストエフォートとして提供します。</p> <p>4 当社は、最大接続ID数に応じてメニューを定め、メニューに応じて1の料金月における1ID当たりの時間料金および月額上限定額料金を定めます。</p> <p>5 最大接続ID数の変更があった場合は、その最大接続ID数の変更が完了した時点から適用します。</p> <p>6 リモートアクセス機能の提供に係る設備又はシステム等の一部が正常に機能しなくなった場合において、当社は、リモートアクセス機能の提供を継続するため、その設備又はシステム等の機能を部分的に停止又は制限する措置をとることがあります。</p>

7 6の措置の間、契約者は、リモートアクセス機能へ接続できる最大のID数が、最大接続ID数の半数となる場合があることについて、あらかじめ同意するものとします。

8 セキュリティ機能に係る条件は、次のとおりとします。

(1) この機能において提供するUTM機能は、セキュリティソフトウェアを用いてWebサイト等からダウンロードされる情報に含まれるマルウェア(コンピュータウイルス、ワーム又はスパイウェア等の「悪意のあるソフトウェア」の総称とします。以下11までにおいて同じとします。)の検知及び駆除、マルウェアの検知されたWebサイト等へのアクセス制限及びアプリケーション制御並びにポータルサイトを通じたログ閲覧等を行うことができる機能とします。

(2) 当社は、この機能のセキュリティソフトウェア等の不具合等により、通信の切断等が発生した場合の損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

(3) この機能により検知及び防御等が可能なWebサイトへの攻撃等は、その検知及び防御等の実施時においてそのセキュリティソフトウェアが対応可能なものに限ります。

(4) 当社は、この機能に係るマルウェアの検知及び駆除等の完全性を保証するものではなく、検知及び駆除等ができなかったことによって、契約者に発生した損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

9 ログ機能に係る条件は、次のとおりとします。

(1) 当社は、当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に掲載する内容に係るログ閲覧機能、ログレポート機能及びログ転送機能を提供します。この場合において、ログ閲覧機能、ログレポート機能及びログ転送機能の内容については保証をしないものとし、ログ閲覧機能、ログレポート機能及びログ転送機能の利用に起因する契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

(2) ログ転送機能における転送先の設定については、契約者が契約者の責任において行うものとします。

10 DNS機能に係る条件は、次のとおりとします。

(1) 当社は、リモートアクセス機能においてDNS機能(当社のドメイン名管理装置を用いてリゾルバ機能(ドメイン名を元にIPアドレスの情報の検索を行う又はIPアドレスからドメイン名の情報の検索を行う等の、ドメイン名に係る名前解決を行うものをいいます。)を提供するものをいいます。以下10において同じとします。)を提供します。

(2) 当社が提供するDNS機能には、次の種類があります。

A C&Cサーバ等との通信の遮断等を行うもの

DNS機能を利用した通信を行う者が当社に対してインターネット上のサーバに対するアクセス要求をした際、マルウェア(コンピュータウイルス、ワーム又はスパイウェア等の「悪意のあるソフトウェア」の総称をいいます。)に感染すること等により、その通信利用者がC&Cサーバ(コマンド&コントロールサーバの略であり、外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃において、コンピュータ群に指令を送って制御するサーバコンピュータのことをいいます。)等とアクセスしようとする場合であって、そのアクセスを遮断するため、その通信利用者のアクセス要求に係る名前解決要求に係るドメイン情報等について、機械的・自動的に検知し、当社が指定するアドレスリストとの間の照会を行い、当該リストにあるドメイン情報等と一致するときは、当該名前解決要求に係る通信を遮断するもの(この場合において、当社は、当該通信の遮断につき、注意喚起を行うことなく直ちに実施するものとします。)

B C&Cサーバ等との通信の遮断等を行わないもの

他の条件を同一としたまま、Aに規定する当社が行う検知及び通信の遮断等を行わないようにするもの

11 情報の取得に係る条件は、次のとおりとします。

	(1) 当社は、マルウェアの検知、ログ閲覧、ログレポート又はログ転送等のリモートアクセス機能を提供する目的において、リモートアクセス機能利用者の通信に係るヘッダー情報又はデータ情報を取得するものとします。 (2) 契約者は、(1)に定める事項について、あらかじめ包括的に同意するものとします。
備考	1 契約者が本メニューで提供されるリソースにSDPFサービスのメニューの追加等を行ったときは、一部のサポートが対象外となる場合があります。 2 契約者は、ストレージ容量の変更を請求することはできません。

B 料金算定方法

(A) ストレージ機能

ストレージ機能に係る利用料金は、共通編料金表及びWeb料金表に基づき算出するものとします。

(B) リモートアクセス機能

a リモートアクセス機能に係る利用料金は、1のお客様契約番号ごとに利用料金の額を合算して適用します。

b リモートアクセス機能に係る利用料金の額は、別段の定めがない限り、1の料金月において次表に掲げる料金種別ごとの算定方法及びWeb料金表に基づき、算出するものとします。

料金種別	内容
従量上限(ID料金)	<p>1 従量上限(ID料金)は、Web料金表に規定するID当たりの時間料金及び月額上限料金を用いて算出するものをいいます。</p> <p>2 当社は、従量上限(ID料金)を算出するための1の期間を次のとおり定めます。 1の料金月において、最大接続ID数が同一である期間(1の料金月において該当する期間が複数あるときは、それらの複数の期間を合算した期間とします。)</p> <p>3 当社は、従量上限(ID料金)の1の期間における料金(以下本欄において期間料金といいます。)を次のとおり算出します。 (1) 1の期間の合計時間に、その1の期間における最大接続ID数とその最大接続ID数が属するメニューのID当たりの時間料金を乗じて、その期間に係る時間料金を算出します。 (2) (1)の1の期間における最大接続ID数に、その最大接続ID数が属するメニューに係るID当たりの月額上限料金を乗じて、その1の期間に係る月額上限料金を算出します。 (3) (1)で算出した時間料金と(2)で算出した月額上限料金を比較して、いずれか低額となる料金を、その1の期間における期間料金として適用します。</p> <p>4 当社は、1の料金月におけるそれぞれの期間料金を合算して得た額と、その料金月の最大月額上限料金(その料金月における、それぞれの期間に係る月額上限料金のうち最大となるものをいいます。)を比較して、いずれか低額となる額を、その料金月における月額料金として適用します。</p>
備考	リモートアクセス機能の時間料金の算出に用いる合計時間は、1分に満たない端数時間を分単位で切り上げたものとします。

c 当社は、リモートアクセス機能の工事費をWeb料金表において定めます。